

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
が休息日、
当日は、
その日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（職員課）
- 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則（ク）
- 優生保護法施行細則の一部を改正する規則（健康対策課）
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の新設及び鳥取県優生保護審査会の廃止に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第十八条関係）
- 二 地方機関の優生保護相談所を廃止することとした。（第四章第四節第十九款関係）
- 三 所掌事務について、優生保護法の改正及びら予防法の廃止に伴う所要の改正を行うこととした。（第九条、第七十一条の三関係）

- 四 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 五 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 住戸改善を実施した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。

団地名	種 別	住 戸 番 号	戸数	一月の家賃額
末恒第一 団地	第一種原 営住宅	六一号、六五号及び六九号の住宅 六二号から六四号まで、六六号か ら六八号まで及び七〇号から七二 号までの住宅	三	三一、一〇〇円
		二一〇一号から二一〇四号ま での住宅	四	三三、七〇〇円
面影団地	第一種原 営住宅	二二〇一号から二二〇四号ま で、二二三〇一号から二二三〇四 号まで及び二四〇一号から二 四〇四号までの住宅	一二	三三、二〇〇円

- 二 この規則は、平成八年十月一日から施行することとした。ただし、末恒第一団地に関する部分は、同年十一月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十二号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

「第十五款 保健所(第七十一条の四・第七十一条の五)

第十六款 削除(第七十一条の六・第七十一条の八)

第十七款 看護婦等養成施設(第七十一条の九・第七十一条の十一)

第十八款 歯科衛生専門学校(第七十一条の十二・第七十一条の十三)

第十九款 優生保護相談所(第七十一条の十四・第七十一条の十五)

第二十款 精神保健福祉センター(第七十一条の十六・第七十一条の十八)

「第十五款 保健所(第七十一条の二・第七十一条の三)

第十六款 削除(第七十一条の四・第七十一条の六)

第十七款 看護婦等養成施設(第七十一条の七・第七十一条の九)

第十八款 歯科衛生専門学校(第七十一条の十・第七十一条の十二)

第十九款 削除(第七十一条の十四・第七十一条の十五)

第二十款 精神保健福祉センター(第七十一条の十六・第七十一条の十八)

る。

第九条健康対策課の項第六号中「優生保護」を「母体保護」に改め、同項第十六号中

「、癩、地方病」を「、後天性免疫不全症候群」に改め、同項第十七号中「優生保護相

談所」を削り、同項中同号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 ハンセン病に関すること。

第十八条の表鳥取県固定資産評価審議会の項の次に次のように加える。

鳥取県人権 尊重の社会 づくり協議 会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成八年七月鳥取 県条例第十五号)第六条第二項及び第三項の規定によ る人権施策基本方針及び人権尊重の社会づくりに関す る事項に關しての知事に対する意見具申に關する事務	同和対策課
------------------------------	--	-------

第十八条の表中

鳥取県准看 護婦試験委 員	保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号) 第二十五条第一項の規定による准看護婦試験の実施に 関する事務
鳥取県優生 保護審査会	優生保護法(昭和二十三年法律第五百十八号)第十六条 の規定による優生手術に關する適否の審査に關する事務

医務薬事課

鳥取県准看 護婦試験委 員	保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号) 第二十五条第一項の規定による准看護婦試験の実施に 関する事務
---------------------	--

医務薬事課

に改める。

第七十一条の三第二項保健予防課の項第八号中「、寄生虫病その他慢性病」を「、後
天性免疫不全症候群その他の疾病」に改め、同項第十号中「優生保護」を「母体保護」
に改める。

第四章第四節第十九款を次のように改める。

第十九款 削除

第七十一条の十二及び第七十一条の十三 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成八年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二健康対策課の項第九号中「母子保健法」を「母体保護法」に改め、同項第十号中「母子保健法施行令」を「母体保護法施行令」に改め、同号一中「第七条」を「第九条」に改め、同項第十一号中「優生保護法施行規則」を「母体保護法施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

優生保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成八年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十四号

優生保護法施行細則の一部を改正する規則

優生保護法施行細則（昭和二十七年九月鳥取県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母体保護法施行細則

第一条中「優生保護法施行規則（昭和二十四年厚生省令第三号）」を「母体保護法施

行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）」に改める。

別記様式第十一号中「別記様式第十一号」を「別記様式第十一号（第九条関係）」に、「優生保護法」を「母体保護法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表末恒第一団地の項中

〃	一〇五号から一二八号までの住宅	二四
〃	六一号、六五号及び六九号の住宅	三三一、
〃	六二号から六四号まで、六六号から六八号まで及び七〇号から七二号までの住宅	九三〇、

二五、六〇〇円

を

三三三、二〇〇円		四二五、九〇〇円		一〇〇円		六〇〇円	
を		に、		を		に改め、同表面影団地の項中	
〃	〃	〃	〃	第一種県営住宅	第一種県営住宅	〃	〃
二一〇一号から二一〇四号までの住宅	二一〇一号から二一〇四号まで、二一三〇一号から二一三〇四号まで及び二一四〇一号から二一四〇四号までの住宅	三一一〇一号から三一一〇三号までの住宅	三一一〇一号から三一一〇三号までの住宅	一号から四号までの住宅	一号から四号までの住宅	九号から四〇号までの住宅	九号から四〇号までの住宅
四	一二	三	三				
三三三	三三三	三三三	三三三				

七〇〇円		二〇〇円		二〇〇円	
に改める。		に改める。		に改める。	
附 則					
この規則は、平成八年十月一日から施行する。ただし、末恒第一団地に関する部分は、同年十一月一日から施行する。					

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】